

令和4年度 特定非営利活動法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー事業計画

【総合的な方針】

I. 甲賀圏域権利擁護支援推進計画の実施と「ぱんじー」の役割

令和2年度および3年度に甲賀市・湖南市からの委託を受けてぱんじーが事務局として作業を進めた甲賀圏域権利擁護支援推進計画が策定され、「誰もが尊厳をもって その人らしく暮らすことのできるまちの実現」の基本理念の下、成年後見人等をはじめとする支援者、市民とともに地域共生社会の実現を目指すものである。両市の成年後見制度利用促進計画においても、中核機関としてぱんじーが位置づけられていることから、令和4年度から、目標の実現に向けて両市や関係機関等とともに取り組みを始める。

なお、成年後見制度の利用促進にとどまらず、多様化する社会の中で複合的かつ多岐にわたる課題を抱えた方の権利擁護支援のニーズに対応するために、両市からの委託を受けて「甲賀・湖南権利擁護支援センター」を設置し、その機能を担う。

II. 法人後見受任事業

法人が担っている後見受任については、引き続き適正に受任業務の遂行を図る。今後、法人の受任審査委員会の意見を踏まえ、法人の体制整備を図りつつ両市と後見受任の方法等について検討協議していきたい。

III. 具体的な事業内容

別紙事業計画

IV. 法人の名称変更

成年後見制度の利用促進にとどまらず権利擁護支援の推進を法人の事業目的であることを明確にし、令和4年度（滋賀県知事の認証後）から法人の名称を「特定非営利活動法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」を「特定非営利活動法人 ぱんじー」に変更する。

V. 体制整備と人材確保、育成

I、IIに掲げる方針を実行するには、それに応じた体制整備や質の高い人員の確保が必要である。甲賀圏域権利擁護支援推進計画の中で、「ぱんじー」の果たすべき役割が明確になり、また、それらの事業を円滑に運営していくためには、それに見合った体制や人員の確保、育成が必要であり、その強化に取り組んでいきたい。

VI. コロナ禍における事業の対応

コロナの感染が完全に収束しない状況から、引き続き法人が行う相談事業や研修については感染状況をみながら感染防止対策をとり、相談事業は事前予約制にするなど、事業の実施方法を検討しながら事業を進めていく。